

# 兵庫県公報

平成20年 8月19日 火曜日 第 2006 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
救急病院の認定(医務課).....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	2
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
漁獲共済の義務加入同意成立届の確認(水産課).....	2
保安林の指定(豊かな森づくり課).....	3
同 上(同).....	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	4
同 上(同).....	5
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	6
土地収用法に基づく事業の認定(起業者 多可郡多可町)(用地課).....	6
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	8
同 上(同).....	9
中播都市計画道路事業の認可(街路課).....	9
豊岡都市計画道路事業の認可(同).....	9
公有水面の埋立免許(港湾課).....	10
同 上(同).....	11
宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(都市政策課).....	12
道路の位置指定(建築指導課).....	12
昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部改正(会計課).....	12
公 告	
平成19年度財団法人道府県会館災害共済事業等経営状況(管財課).....	13
病院局公告	
入札公告(県立尼崎病院).....	13
同 上(同).....	15
同 上(県立淡路病院).....	18
同 上(県立こども病院).....	20
落札者等の公示(県立尼崎病院).....	22
同 上(県立柏原病院).....	23

## 告 示

兵庫県告示第863号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- |   |           |                      |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 名 称       | 青木外科整形外科             |
|   | 所 在 地     | 尼崎市若王子1丁目2番23号       |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成20年 3月22日          |
|   | 認定の有効期限   | 平成23年 3月21日          |
| 2 | 名 称       | 医療法人高明会西宮渡辺心臓・血管センター |
|   | 所 在 地     | 西宮市池田町3番25号          |
|   | 認 定 年 月 日 | 平成20年 8月 1日          |

認定の有効期限 平成23年 7月31日

兵庫県告示第864号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播用水利土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 英 市	加古郡稲美町中村1398番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 辰 男	神戸市西区岩岡町岩岡40番地の2

兵庫県告示第865号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
口塩久矢ノ内土地改良区	平成20年 8月 6日

兵庫県告示第866号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年 8月 5日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	長池大池地区	平成20年 8月19日から 同 年 9月 8日まで	洲本市役所

兵庫県告示第867号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
家島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成20年 7月25日
室津第3区域	漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上
	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業及び主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同 上
	網漁具を定置して営む漁業	同 上

兵庫県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
南あわじ市津井字王子ヶ谷595の2、字笹ヶ谷2999の16、字大池ノ南3001の4、3001の6、3001の7、3001の17、3001の20、3004、3006
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第869号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
洲本市小路谷字古城1108の1、1108の17、1108の22
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第870号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
  - 川崎重工業株式会社 明石工場
  - 明石市川崎町1番1号
  - 明石事務所長 橋本 芳純
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
  - 川崎重工業株式会社 明石工場
  - 明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号水 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	5,400m <sup>3</sup> /分		4,000個/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時~翌8時 20時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		夏期9時間、冬期20時間		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)			8~9	8~9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)			40	60
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		400,000	20	30

汚染状態の通常 の値及び最大 の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)			20	30
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (単位 mg/L)			1	1.5
	窒素含有 量 (単位 mg/L)			10	15
	りん含有 量 (単位 mg/L)			0.2	0.5
使用時において当該特定施設から排出され る汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		0	1	34	48

備考 汚水等の再利用水量を増加させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 8月19日から同年 9月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第871号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱重工業株式会社高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号  
執行役員高砂製作所長 前川 篤
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱重工業株式会社高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	72号 し尿処理施設		
能	力	1,065人槽 170m <sup>3</sup> /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後6箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要	なし			
	区 分	通 常	最 大	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水 素 イ オ ン 濃 度 ( 水 素 指 数 )	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 ( 単 位 mg / L )	10	20
	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( 単 位 mg / L )	15	30
	浮 遊 物 質 量 ( 単 位 mg / L )	20	30
	窒 素 含 有 量 ( 単 位 mg / L )	30	30
	り ん 含 有 量 ( 単 位 mg / L )	2	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 ( 単 位 m <sup>3</sup> / 日 )		170	170

備考 一部生活排水の下水接続、既設浄化槽の廃止、一部冷却水の削減により、排出水の量が通常・最大とも0.3m<sup>3</sup>/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 8月19日から同年 9月 9日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第872号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(農業・農村基盤図作成)

2 作業期間

平成20年 7月10日から同年12月26日まで

3 作業地域

洲本市、豊岡市、加古川市、高砂市、小野市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、多可郡多可町、加古郡稲美町、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

兵庫県告示第873号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 起業者の名称

多可郡多可町

2 事業の種類

多可町図書館移転改築事業

3 起業地

- (1) 収用の部分

兵庫県多可郡多可町中区岸上字西河原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

多可町図書館移転改築事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第22号に掲げる「図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である多可郡多可町は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成20年度予算において当該事業費を計上していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

多可町図書館では、おはなし会や読み聞かせ講座の実施により町民サービス向上に努めるとともに、町民の多様なニーズに対応するため、図書館ボランティアによる選書等の支援を得て蔵書の充実に努めてきたところ、平成16年3月の開館以来、利用者数、貸出冊数及び蔵書冊数ともに年々増加している。

しかし、現在の施設は、旧中町のコミュニティセンターを改修したもので、建物が狭小であるために、これ以上利用者や蔵書の増加に対応できない状況となっている。また、市街地から離れた場所にあり、1日5往復の町営のコミュニティバス1系統しか公共交通手段がないうえ、駐車場台数も不足しているために、町民の施設利用に支障を来している。

また、多可町図書館は、図書館奉仕に係る各種事業を実施することにより、乳幼児から高齢者に至る多様な世代の住民が学習し、交流する場となっているため、少子高齢化が進み地域コミュニティの役割が高まる中で、住民相互のコミュニケーションの希薄化が課題となっている多可郡多可町においては、同図書館のこれらの機能を一層充実することが求められている。

本件事業は、多可町図書館を町営のコミュニティバス4系統及び民間の路線バスが運行し、町民が来館しやすい市街地に移転改築するとともに、図書館奉仕を通じて町民の生涯学習並びに地域交流を推進する拠点施設として整備するものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、公共施設が連たんする市街地にあるが、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び兵庫県環境影響評価条例(平成9年条例第6号)に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、希少な草木類は存在せず、本件事業の施行についても、施設から排出される汚水は公共下水道に接続して適切に処理されることとなっており、施設周辺には緑地を整備し、駐車場の一部にはヒートアイランド現象緩和や景観向上の効果が見込まれるグラスパーキングを採用することから、環境への影響は軽微であると認められる。また、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、多可町内の中、八千代及び加美の3区からの交通アクセスに優れ、支障物件が少なく用地費及び工事費が妥当であること等の観点から選定した2案の候補地及び現在の多可町図書館の敷地を拡張する案を比較考量し選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

従って、本件事業の計画は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在の多可町図書館は、4(3)アで述べたとおり、建物が狭小で、これ以上の利用者や蔵書の増加には対応できない状況であることに加えて、市街地から離れた公共交通機関が不十分な地域にあり、駐車場台数が不足しているため、町民の施設利用に支障を来している。

従って、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する施設は、開架書庫、閉架書庫、視聴覚室、子ども広場、お話の部屋、事務室、学習室、大集会室、交流ゾーン、和室、駐車場、緑地等のいずれについても、施設利用者の利便性や施設職員の作業効率を考慮しつつ、想定される施設利用者の人数、必要な備品の数量及び規模等に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

多可郡多可町役場行政経営課

兵庫県告示第874号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年8月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年8月19日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 250号	赤穂市鷗和字苗座486番1から 同 市鷗和字野々内1120番4まで	旧	9.0から 20.0まで	214.0	
		新	12.0から 20.0まで	214.0	
県道 姫路上郡線	相生市矢野町上土井字釜ヶ谷2番1から 赤穂郡上郡町宇野山中ノ谷333番56まで	旧	23.0から 36.0まで	68.0	
		新	23.0から 59.0まで	68.0	



兵庫県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 8月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 8月19日から 2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 市野々西野々線	篠山市下原山字丁田56番 1 から 同 市下原山字溝尻42番 1 まで	旧	5.0から 8.0まで	74.0	
		新	10.0から 17.0まで	74.0	

兵庫県告示第876号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
8.7.506号 城西ノコギリ横丁線
- 3 事業施行期間  
平成20年 8月19日から平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
姫路市農人町、柿山伏並びに龍野町三丁目及び二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第877号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
豊岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
豊岡都市計画道路事業  
3.5.2号 豊岡駅立野線
- 3 事業施行期間  
平成20年 8月19日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
豊岡市大手町地内

- (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第878号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、平成20年7月23日次の公有水面の埋立てを免許した。

平成20年8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名 称 兵庫県

代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 埋立区域

(1) 位 置

たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034番37及び1034番45の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点を順次に結んだ線及び1の地点と3の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D.L.+1.70m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：室津護岸 に設標した金属鋳「H19.3-1」

北緯 34度46分11.0004秒

東経 134度30分 4.8587秒

1の地点 基点から 291度29分02秒 26.36mの地点

2の地点 1の地点から 20度39分59秒 80.00mの地点

3の地点 2の地点から 110度39分59秒 38.89mの地点

(3) 面 積

2,853.24平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034番37、1034番38、1034番40、1034番45、1034番46の地内並びに同字辨天ヶ端1034番37、1034番38、1034番40、1034番45の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点を順次に結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：室津護岸 に設標した金属鋳「H19.3-1」

北緯 34度46分11.0004秒

東経 134度30分 4.8587秒

アの地点 基点から 201度58分57秒 19.58mの地点

イの地点 アの地点から 200度39分59秒 50.05mの地点

ウの地点 イの地点から 290度39分59秒 206.85mの地点

エの地点 ウの地点から 20度39分59秒 160.00mの地点

オの地点 エの地点から 110度39分59秒 77.83mの地点

カの地点 オの地点から 20度39分59秒 40.05mの地点

キの地点 カの地点から 110度39分59秒 161.99mの地点

クの地点 キの地点から 200度39分59秒 150.00mの地点

(3) 面 積

43,208.02平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

## 兵庫県告示第879号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、平成20年7月23日次の公有水面の埋立てを免許した。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 たつの市龍野町富永1005番地 1  
 名 称 たつの市  
 代表者 住 所 たつの市龍野町富永731番地 1  
 氏 名 たつの市長 西 田 正 則

## 2 埋立区域

## (1) 位 置

たつの市御津町岩見字浜屋敷1299番21及び同町岩見字家ヶ濱1292番の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各点のうち1の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と9の地点を結び平成18年の秋分の満潮位（D.L.+1.58m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：岩見東防波堤に設標した金属鈹「岩見1」

北緯 34度46分49.6605秒

東経 134度31分46.8436秒

1の地点	基点から	333度49分51秒	247.85mの地点
2の地点	1の地点から	277度55分40秒	1.00mの地点
3の地点	2の地点から	187度53分13秒	0.70mの地点
4の地点	3の地点から	277度47分48秒	0.90mの地点
5の地点	4の地点から	7度56分14秒	0.42mの地点
6の地点	5の地点から	277度50分15秒	45.60mの地点
7の地点	6の地点から	187度48分07秒	0.42mの地点
8の地点	7の地点から	277度49分46秒	2.29mの地点
9の地点	8の地点から	350度34分52秒	40.96mの地点

## (3) 面 積

2,429.99平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位 置

たつの市御津町岩見字浜屋敷1299番21、同町岩見字家ヶ濱1292番及び1291番から1289番1を経て1277番3に至る間の地内並びに同町岩見字浜屋敷1299番21、同町岩見字家ヶ濱1292番、1291番から1289番1を経て1277番3に至る間及び1283番1から1280番20を経て1287番4に至る間の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各点のうち、アの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：岩見東防波堤に設標した金属鈹「岩見1」

北緯 34度46分49.6605秒

東経 134度31分46.8436秒

アの地点	基点から	327度25分52秒	137.58mの地点
イの地点	アの地点から	277度50分12秒	169.39mの地点
ウの地点	イの地点から	1度41分42秒	138.35mの地点
エの地点	ウの地点から	75度52分08秒	70.24mの地点
オの地点	エの地点から	84度33分08秒	2.91mの地点
カの地点	オの地点から	350度34分52秒	76.94mの地点
キの地点	カの地点から	82度03分52秒	7.95mの地点
クの地点	キの地点から	170度34分52秒	81.04mの地点
ケの地点	クの地点から	88度32分33秒	23.95mの地点

コの地点 ケの地点から 116度57分02秒 35.29mの地点  
 サの地点 コの地点から 108度18分18秒 15.89mの地点  
 シの地点 サの地点から 187度55分48秒 33.44mの地点  
 スの地点 シの地点から 97度52分09秒 35.00mの地点

(3) 面積

27,131.06平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

兵庫県告示第880号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時 平成20年 9月 5日(金)午後2時から

2 場所 宝塚市旭町二丁目4番15号  
兵庫県宝塚総合庁舎1階第1会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 都市住建株式会社  
 代表者氏名 山本 誠 二  
 事務所所在地 宝塚市中野町4-25  
 免許番号 兵庫県知事(3)第203057号  
 免許年月日 平成18年 8月 7日

兵庫県告示第881号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 8月19日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20西播位置 0003号	20.8.5	たつの市揖保川町正條字井垂1054番1	5.00	20.33

兵庫県告示第882号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、平成20年 8月20日から適用する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「	同 朝来支店	朝来市新井	」
	同 豊岡支店	豊岡市千代田町	

を

「			」
	同 朝来支店	朝来市新井	
	同 豊岡支店	豊岡市千代田町	
	同 柏原支店	丹波市柏原町	

に改める。

公 告

平成19年度財団法人道府県会館災害共済事業等経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成19年度災害共済事業等経営状況について通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 8月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 災害共済事業	
分担金その他収入	1,827,378,383円
災害共済金、経費その他支出	957,302,486円
正味財産	22,599,782,275円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	766,962,135円
災害共済金、経費その他支出	221,952,028円
正味財産	6,872,270,107円

病 院 局 公 告

入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立尼崎病院長 藤 原 久 義

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
人工透析システム 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成21年 2月25日(水)
- (4) 納入場所  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町 1 - 1 - 1
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒660-0828 尼崎市東大物町1-1-1  
県立尼崎病院総務部経理課  
電話（06）6482-1521
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年8月19日（火）から同年9月3日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
平成20年8月21日（木）から同年9月3日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年10月2日（木）午後3時 県立尼崎病院2階第1会議室
- (5) 入札書の受領期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月1日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年10月1日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年10月1日（水）午後4時までに提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成20年9月3日（水）午後4時までに上記3(1)に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年10月9日（木））までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

hemodialysis system 1set

(3) Delivery period:February 25, 2009

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 3, 2008

(6) Deadline for tender:

17:00 October 1, 2008 by mail

15:00 October 2, 2008 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital, 1-1-1

Higashidaimotsu-cho, Amagasaki-city, Hyogo Prefecture 660-0828

TEL (06) 6482-1521

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

医用画像情報システム 一式

- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成20年12月25日（木）
  - (4) 納入場所  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町1 - 1 - 1
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
  - (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に一般病床400床以上の病院における納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒660-0828 尼崎市東大物町1 - 1 - 1  
県立尼崎病院総務部経理課  
電話（06）6482 - 1521
  - (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年8月19日（火）から同年9月3日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (3) 入札参加申込書の受付期間  
平成20年8月20日（水）から同年9月3日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年10月2日（木）午後2時 県立尼崎病院2階第1会議室
  - (5) 入札書の受領期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月1日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年10月1日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする



入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年10月1日(水)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成20年9月3日(水)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年10月9日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Picture Archive & Communication System 1set

(3) Delivery period:December 25, 2008

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 September 3, 2008
- (6) Deadline for tender:  
17:00 October 1, 2008 by mail  
14:00 October 2, 2008 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Administration Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital, 1-1-1  
Higashidaimotsu-cho, Amagasaki-city, Hyogo Prefecture 660-0828  
TEL (06) 6482-1521

#### 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 横 山 光 宏

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
医用画像情報管理システム 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成21年 3月31日 (火)
- (4) 納入場所  
県立淡路病院 洲本市下加茂 1 - 6 - 6
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に一般病床400床以上の病院における納入実績を有する者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒656-0013 洲本市下加茂 1 - 6 - 6  
県立淡路病院総務部経理課

電話 (0799) 22 - 1200

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成20年8月20日(水)から同年9月3日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成20年8月20日(水)から同年9月3日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成20年10月2日(木)午後1時30分 県立淡路病院4階会議室

(5) 入札書の受領期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月1日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年10月1日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて平成20年10月1日(水)午後4時までに提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成20年9月3日(水)午後4時までに上記3(1)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年10月8日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成

- (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Dr.Yokoyama, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Picture Archive & Communication System 1set
- (3) Delivery period:March 31, 2009
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Awaji Hospital
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 September 3, 2008
- (6) Deadline for tender:  
17:00 October 1, 2008 by mail  
13:30 October 2, 2008 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Administration Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital, 1-6-6  
Simokamo, Sumoto-city, Hyogo Prefecture 656-0013  
TEL ( 0799 ) 22-1200

#### 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量

ガンマカメラ 一式

- (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

平成20年12月26日（金）

- (4) 納入場所

県立こども病院 神戸市須磨区高倉台 1 - 1 - 1

- (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名

簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」をすべて満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績がある者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1  
県立こども病院総務部経理課  
電話(078)732-6961
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年8月19日(火)から同年9月3日(水)まで(土曜及び日曜日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
平成20年8月20日(水)から同年9月3日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年10月2日(木)午前10時30分 県立こども病院 研修室A・B
- (5) 入札書の受領期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月1日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年10月1日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成20年10月1日(水)午後4時までに提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成20年9月3日(水)午後4時までに上記3(1)に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年10月9日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Maruo, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gammacamera 1set

(3) Delivery period:December 26, 2008

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 3, 2008

(6) Deadline for tender:

17:00 October 1, 2008 by mail

10:30 October 2, 2008 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital, 1-1-1

Takakura-dai, Suma-ku, Kobe-city, Hyogo Prefecture 654-0081

TEL (078) 732-6961

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院長 藤原久義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
心臓用血管撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町 1 - 1 - 1
- 3 落札者を決定した日  
平成20年 7月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社島津製作所 神戸支店 神戸市中央区京町70
- 5 落札金額  
239,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成20年 6月17日

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成20年 8月19日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立柏原病院長 酒 井 國 安

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立柏原病院 丹波市柏原町柏原5208 - 1
- 3 落札者を決定した日  
平成20年 7月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
シーメンス旭メディテック株式会社 関西営業部神戸営業所 神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2
- 5 落札金額  
172,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成20年 6月17日